

2019年12月23日

京都市長 門川大作様

提言書

よりよい介護をつくる市民ネットワーク
代表 中川慶子

私たちの会は今年度も去る10月27日に、第4回目のシンポジウム「だまってたらあかん！介護保険開始から20年、当事者が語る『介護保険のええとこ！不安なとこ！』」を開催し、大勢の市民の参加のもと、京都市が2017年度から実施している総合事業を中心に学び、意見交換をしました。そこで出ました意見をまとめましたので提言書として提出します。私たち市民の声を真摯に受け止め、改善されることを強く望みます。

厳しい財政下と伺っていますが、第7期すこやかプランに示されているように、高齢者が人生のラストステージを安心して全うできる市民生活の実現を強く希求します。

記

1. シンポジウムにおける当事者の声

よかったこと・・脳こうそく後遺症で10年間生きてこられたのはヘルパーさんの力強い支援のおかげ。生活援助（調理の支援等）、励まし、相談にのってもらえた。生きる意欲をもらった。

ヘルパー派遣・・近くに娘世帯がある場合、ヘルパー派遣は不可だった。娘世帯の事情が反映されないのは納得いかない。同居していないのに同居世帯とみなされた。なぜか。

短時間の問題・・1時間が45分に短縮され、調理、入浴、買い物、相談等々細切れ援助になった。要支援1で病気の後遺症もあり、火が使えずコンビニ弁当ばかりで食生活の質も落ちた。元の時間数に戻してほしい。

訪問日の設定・・ヘルパーさんは多忙、よく交代される、ヘルパーの都合優先で訪問日が決まってしまう。

利用者の希望するサービス・・介護サービスは利用者本位、ニーズに沿ったものとは言われながら実態は利用者の意思は無視されがちで、事業者目線で決まってしまう。仕方がないのでしょうか。利用者不在を感じる。

ヘルパーの待遇改善・・賃金が低い、役所の人は専門職の人への理解が足りないようで社会的にも経済的にも不安定な身分と聞いた。

地域包括支援センター・・介護保険の制度改正の説明の責任を負わされ、利用者との板挟みになってしまう。最近ヘルパー派遣が難しくなっている。地域包括の人材確保や職員処遇も法人任せではサービスの質が担保されない。

65歳の壁・・65歳になると障がい者は介護保険優先となり障がい者福祉サービスを受けられなくなる。負担金も1割が必要となる。この壁が問題である。視覚障がい者にとって外出時のガイドヘルパーは必要不可欠、制度間に差異がありわかりにくく使いにくい（例、同行援助、移動支援）

2. 本会からの提言

総合事業の実施後、3年近くになるが現在も順調に推移しているとは思われません。
次の点で早急な改善を求めます。

- (1) 身体介護と生活支援を区分せず従来型に戻し京都市独自の介護予防訪問介護を実施してください。
- (2) 総合事業の実施状況を明らかにすること。この間の運用上の問題並びに今後の取り組み・展望についても聞かせてください。
- (3) 昨年度の話し合いでは京都市は市内訪問介護事業所と従事するヘルパーの実態を把握していませんでした。
ヘルパーは高齢者の在宅生活を維持するための命の要とされていますが、ヘルパーの人材不足はますます深刻化しています。
京都市における訪問事業所と従事するヘルパーの実態調査をして問題点を明らかにし今後の対策を講じることを求めます。
調査項目は
訪問事業所数（改廃も）、経営状況、1月間の派遣回数、生活支援の受け入れ可否、雇用形態別ヘルパーの人数、賃金、年間離職者数、利用者の状況（新規、継続）等。
- (4) 要支援1、2も含めケアプランの自己作成（マイケアプラン）を認め、地域包括支援センターは自己作成を支援してください。
- (5) 介護保険業務の窓口問題・・・認定給付業務は民間業者に委託せずに直接京都市の責任で実施継続すること。
利用する市民にまったく説明がありません。区役所の窓口の体制がどうなるのか、相談支援、郵送での書類のやり取り、認定結果の遅延・長期化等々利用者不在で委託化が進んでいます。
拙速な民間業者委託化は今後の高齢者施策の後退につながるものです。
- (6) 高齢者の生活破壊となる自己負担金の増額、保険料の増額はしないこと。
国が進めようとしている要介護1、2を総合事業の対象にすることは認められないこと。
- (7) 京都市は高齢者の在宅生活についてどのような像（姿）を描いて施策化されていますか。

よりよい介護をつくる市民ネットワーク

NPO 法人きょうと介護保険にかかわる会

京都ヘルパー連絡会

高齢社会をよくする女性の会・京都

NPO 法人助けあいグループプリぼん

マイケアプラン研究会